



分割払い歯列矯正費の収益計上時期

—●収益計上時期を矯正装置装着時とする更正処分取消し…納税者勝訴!●—

歯列矯正に係る治療費は、矯正医療の特殊性から治療費の全額を一括又は数回の分割で支払うケースがほとんどです。一括受領した歯列矯正費の収益計上時期については、平成8年3月26日高松高裁において矯正装置装着の日とする判断が示されています。そこで、分割受領した場合の収益計上時期について、分割受領のつど収益に計上した請求人が、矯正装置装着の日に全額未収計上すべきであるとした原処分庁の更正処分の取消しを求めた事例をご紹介します。なお、この事例は審査請求に携った税理士から提供された非公開裁決です(平11.3.26東京審裁決)。

◎矯正歯科医業を営む審査請求人Xは、平成6年分及び平成7年分の所得税並びに平成5年課税期間及び平成7年課税期間の消費税につき、矯正治療費等の売上計上漏れがあるとして所得税及び消費税の更正処分並びに過少申告算税の賦課決定処分を受けました。

◎原処分庁は、人的役務の提供に係る収入金額の計上すべき時期は、原則的には人的役務の提供を完了した日であり、歯列矯正という人的役務の提供については、矯正装置を装着した日に人的役務の提供が完了したと解されるので、この日に収入金額を計上すべきであると主張しましたが、請求人Xは、原処分庁の事実認定には誤りがあるとし、本件矯正治療が終了し役務の提供が完了するのは最終の保定期間終了時であり、本件治療費は、矯正治療のすべてを含んだ人的役務の提供に係る基本料としての技術料であると主張しました。

◎審判所は、下記の事実認定を行い、分割受領のつど収益に計上する請求人の経理処理を不合理とはいえないとして、原処分庁の更正・賦課決定処分を取り消しました。

【審判所の事実認定】

① 本件治療費は、矯正治療全体を通じた基本料としての性格を有するものである。

② 請求人は、矯正治療の開始に当たって、患者等

に本件矯正治療が長期にわたることなど治療計画について説明し、その同意を得た上で、本件治療費の支払方法を一括払いとするのか又は分割払いとするのかを患者等に選択させて矯正治療同意書を提出させている。また、一括払いは約4分の1程度で、多くは分割払いとなっている。

③ 治療の中止等により矯正治療費の一部を途中で返金した事例が、平成7年度において、一括払いの場合で2件、分割払いの場合で2件認められる。

【判断】

① 本件矯正治療の性質は、本件治療費が矯正治療全体を通じた基本料としての性格を有すること及びその支払状況などからすると、矯正装置を装着した日において本件治療費の全額を法的にも実質的にも請求し得るものとは認められない。

② 本件治療費の性質は本件矯正治療の全体を通じた基本料としてのものであり、また、治療同意書に記載された支払年月に治療費の支払がされなくとも治療の中止という事実はないこと等の事実からすると、本件同意書に記載された支払日はおおよその目安にすぎず、本件治療費の支払日を確定的に定めたものとはいえないことから、請求人の経理方法が不合理で誤りであるとはいえない。

(資料提供 税法データベース編集室)